九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

国際法における直線基線の設定と第三国の対応 : 国家実行における抗議の実効性

長岡, さくら

https://hdl.handle.net/2324/1654977

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3,4）

（様式３）

氏　　名　：　長岡 さくら

論 文 名　：　国際法における直線基線の設定と第三国の対応
　　――国家実行における抗議の実効性――

区　　分　：　乙

論　文　内　容　の　要　旨

国際法によって規律される国際社会では、国際法を遵守しないものが正しくないものとして非難され駆逐されているか。即ち、「国際社会における法の支配」が完全に実現していると言えるか。この点、既存の著述においてはしばしば「国際法はよく遵守されている」と述べられてきた。しかし、現実の国際社会では既存の法理論との不一致を引き起こす現実が散見される。その一つが、ある国家が行った一方的行為に対する第三国による抗議の実効性に関する問題である。本稿では、この問題を検討するため、国家による一方的行為及びこれに対する第三国の対応に関する事例が多く存在する国際海洋法、とりわけ、沿岸国による直線基線の設定に焦点を当て、また、既存の国際法学の研究においては目を向けられてこなかった「国家実行」に着目した。既存の国際法学においては、国際裁判における判例や二次文献を用いての法理論の研究・検討に主眼が置かれ、一次資料に依拠しての国家実行の研究やこれらを通じての法理論研究は行われてこなかった。本稿では、一次資料を用いた国家実行の検討により、既存の国際法研究とは異なる視点から国際法理論を検討しようとしたものである。

国際法における基線概念の歴史は、国際海洋法分野全体の伝統や歴史と比較すると非常に短い。領海制度の確立後、領海の幅員に関する各国の激しい対立は近年まで長く続いたが、領海を設定するための基準となる基線については２０世紀に入るまで関心が向けられず、その概念は１９５８年に採択された領海条約によって確立したと言える。同条約及び同条約の規定内容を受け継いだ国連海洋法条約（１９８２年）では、国際法上の基線を、海岸の地形に依拠した通常基線（低潮線）と人為的な直線を用いる直線基線とに分類する。直線基線は、第一義的には国家の主観及び裁量によって決定されることとため、その利用根拠や利用方法に異議を唱え、沿岸国に対し抗議を行う国家も多い。この点、既存の国際法学においては、当該国家に対し抗議を行うことにより、自国は行為国による一方的行為の法的効果を排除しうる、あるいは、発現させないと説明されてきた。しかし、本稿で用いた一次資料に依拠する限り、既存の法理論・説明と現実の間には不一致がみられることが判明した。即ち、当該沿岸国は第三国による抗議を受けた後も発端となる一方的行為を行い続け、当該抗議の実効性が確保されていないケースがほとんどであることが判明した。

これに対し、抗議を言葉による外交的表明に限定せず、米国に代表されるような国家機関を用いた実行による主張（示威行動）をも含むと捉える国家も存在する。この場合、言葉による外交的表明に限定したケースと比べ一定の実効性が確保されていることも確認された。と同時に、このような実行による主張への肯定的な評価や示威行動の実施・検討の広がりをも確認するに至った。

以上の検討により、既存の国際法学における抗議概念は、国家実行を検討する限りその根拠を見出すことができず、妥当性を欠くことが明らかとなった。